

大学私学課所管補助金等交付要綱

昭和46年7月1日
大学私学課

(趣旨)

第1条 総務部大学私学課に係る補助金等の交付に関しては、福井県補助金等交付規則(昭和46年福井県規則第20号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の名称等)

第2条 総務部大学私学課で交付する補助金等の名称、交付の目的、補助事業者、補助事業の経費の範囲、補助率および補助金等の額は、別表第1のとおりとする。

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)を別表第2に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金等交付申請書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助事業の変更)

第4条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分の変更をする場合においては、補助事業計画変更承認申請書(様式第1号に準ずる。)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表第3に定める軽微な変更は、この限りでない。

(状況報告)

第5条 補助事業者は、補助事業の遂行に関する状況報告書(様式第2号)を別表第2に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または県の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書(様式第3号または様式第4号)を別表第2に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業実績報告書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金等の請求)

第7条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第4号または様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 補助金等交付請求書には、交付決定通知書の写しまたは交付額確定通知書の写しを添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、補助金等の全部もしくは一部を返納し、または、別表第4に定める耐用年数を経過した場合はこの限りではない。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針」(平成13年4月27日策定)に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和46年度の補助金から適用する。

2 私立学校等補助金交付要綱、福井県私立学校退職金基金社団補助金交付要綱、福井県私立学校関係団体補助金交付要綱および私立幼稚園教育課程研究推進園補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和47年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和48年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和49年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和51年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 5 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年度の補助金等から適用する。

附 則（平成 27 年 7 月 17 日付け）

この要綱は、平成 27 年 7 月 17 日の補助金等から適用する。

附 則（平成 27 年 10 月 6 日付け）

この要綱は、平成 27 年 10 月 6 日の補助金等から適用する。

附 則（平成28年3月15日付け）

この要綱は、平成28年3月15日の補助金等から適用する。

附 則（平成28年4月1日付け）

この要綱は、平成28年度の補助金等から適用する。

附 則（平成29年4月1日付け）

この要綱は、平成29年度の補助金等から適用する。

附 則（平成31年4月19日付け）

この要綱は、平成31年度の補助金等から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け）

この要綱は、令和2年度の補助金等から適用する。